

議案第30号

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和2年つくばみらい市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「令和3年度」を「令和4年度」に、「令和2年度」を「令和3年度」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

令和4年5月31日提出

つくばみらい市長 小 田 川 浩



提案理由

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少した被保険者等に係る令和4年度分の国民健康保険税の減免措置を講ずるため、条例の一部を改正するものです。

つくばみらい市国民健康保険税条例の一部を改正する条例(令和2年つくばみらい市条例第25号)新旧対照表

改正案	現行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、<u>令和4年度分</u>の国民健康保険税（令和3年度末に資格を取得したこと等により賦課される<u>令和3年度相当分</u>の国民健康保険税を含む。）であって、<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(適用区分)</p> <p>2 改正後のつくばみらい市国民健康保険税条例附則第20項の規定は、<u>令和3年度分</u>の国民健康保険税（令和2年度末に資格を取得したこと等により賦課される<u>令和2年度相当分</u>の国民健康保険税を含む。）であって、<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限(特別徴収の場合にあつては、特別徴収対象年金給付の支払日)が設定されているものについて適用する。</p>